



社協連携による
緊急小口資金等特例貸付借受人への
フォローアップ支援推進方針



社会福祉法人福島県社会福祉協議会
社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人へのフォローアップ支援推進委員会

令和6年11月

目次

はじめに	P 2
第1 目的	P 3
第2 現状と課題	P 4
1 貸付の状況	
2 借受人の状況	
3 償還免除及び償還の状況	
4 県社協の現状	
5 市町村社協の現状	
6 多機関・部門間との連携状況	
7 社協職員の職場の現状	
8 現在の課題	
第3 4つの推進方針	P 9
第4 推進方針に対する方策	
推進方針1 県社協及び市町村社協の役割分担を明確にすることにより、 相互に連携・協働する体制を構築する。	P 10
推進方針2 社協連携による借受人の状況に応じたフォローアップ支援を 実施する。	P 10
推進方針3 多機関との連携・協働によるフォローアップ支援のための ネットワークづくりを推進する。	P 12
推進方針4 フォローアップ支援を通じた社協ソーシャルワーク機能の 充実強化を図る。	P 13
第5 進行管理	P 14
ロードマップ	P 15
第6 参考資料	
1 社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人への フォローアップ支援推進委員会設置要綱	P 17
2 社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人への フォローアップ支援推進委員会名簿	P 19
3 社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人への フォローアップ支援推進に関する調査研究実施要項	P 20
4 コロナ特例貸付を利用された方のくらしに関する調査票	P 22
5 フォローアップ支援推進にかかる 令和6年4月から11月までの取り組み経過	P 24

はじめに

我が国をはじめ、世界的なまん延となった新型コロナウイルス感染症は、外出自粛や新しい生活様式等が求められたことに伴い、リモートワーク、オンライン授業、デジタル決済など、人と人とが接触する機会が大きく減少するとともに、これまでの社会生活が大きく変化してきた。また、営業自粛等に伴い非正規労働者の雇止めや自営業者の廃業等の事案が顕著になり、これまでの平穏だった生活が、急激に困難な状況に陥る方々が続出してきた。

こうした中、全国の都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会においては、経済的に苦しい状況になった方々を対象に、令和2年3月25日から緊急小口資金等の特例貸付を開始し、一時的又は生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行ってきた。

そのため、コロナ禍においては、これまで社会福祉協議会（以下「社協」という。）の窓口を訪れることはなかったであろう自営業者なども含め、特例貸付や生活困窮の相談のために多くの人々が社協を訪れた。

一方で、社協の窓口は、生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金など、主として現金を給付したり貸し付けしたりするための膨大な申請手続や、様々な相談・問合せに忙殺されるとともに、時には苦情の対応に追われるなど、日常的に業務量が増大していった。このことにより、個別的な自立相談支援事業を充実させ、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業、居住支援事業などにつなぐケース・マネジメントによって、生活困窮者に寄り添いながら支援していく本来の社協業務を遂行することが困難となった。

しかしながら、社協職員は、窓口に押し寄せた多くの相談者に対し、丁寧な対応ができないジレンマを感じながらも、少しでも相談者の状況に応じた支援ができるよう、世帯への電話や訪問等による状況確認を行いながら、必要な支援につなげてきた。

また、この間、フードバンク事業の実施により、困窮するひとり親世帯や学生等に食料を提供するなど、コロナ禍を通じて新たな事業や支援活動も開始され、生活困窮者への支援事業が広がることにもつながった。

令和2年から実施された特例貸付（福島県：34,945件）は、令和5年1月から償還が始まった。今後10年以上にわたって、借受人と社協との関係が継続し必要な支援を行っていくこととなる。借受人の中には、コロナ禍以前から生活が苦しい状態であったり、経済的な困窮以外にも複数の課題を抱えている人も多く、さらに押し寄せる物価高騰などにより引き続き生活が苦しい状況にある人も少なくない。

さらに、借受人においては、償還免除や償還猶予となった世帯、償還が困難で滞納している世帯、未応答の世帯など、お一人お一人の状況はそれぞれに異なり、求められる対応も一律ではなく個々の状況に応じた支援が求められている。

福島県社協と福島県内市町村社協は、こうした現状に対応するため、「社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人へのフォローアップ支援推進委員会」の設置と「社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人へのフォローアップ支援推進方針」の策定により、関係する多機関と連携・協働しながら、社協がこれまで培ってきたソーシャルワーク機能を最大限にいかしながら借受人に寄り添った支援を行うことで、地域共生社会の実現を図っていく考えである。

令和6年11月

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

第1 目 的

コロナ禍における緊急小口資金の特例貸付の借受人に対し、コロナ禍後の物価高騰等により未だ厳しい生活状況にあることから、社会福祉協議会（以下「社協」という。）がこれまで培ってきたソーシャルワーク機能を発揮し、福島県社協及び福島県内の市町村社協、関係機関等が連携・協働しながら、丁寧なフォローアップ支援を推進することを目的とする。また、フォローアップ支援に加え、適切な債権管理を担うことができる社協職員の育成確保を図ることとする。

フォローアップ支援の目的は2つ。詳述すると以下のとおりである。

- 1 社協がこれまで培ってきたソーシャルワーク機能を発揮し、福島県社協及び福島県内市町村社協、関係機関等が連携・協働しながら、丁寧なフォローアップ支援を推進すること。

（本来の社協の使命を生かした支援）

- 緊急小口資金の特例貸付はあくまでも生活再建のための「手段」であり、生活困窮者が自立した生活を再建できるよう、本来の社協の果たすべき役割を果たすことが重要である。

（社協のもつソーシャルワーク機能を発揮したフォローアップ支援）

- そのためには、社協がこれまで培ってきたソーシャルワーク機能を発揮しながら、福島県社協及び福島県内市町村社協、関係機関等、多機関が連携・協働して、借受人お一人お一人の状況に応じたきめ細かなフォローアップ支援を丁寧に実施していくことが重要である。

- 2 借受人へのフォローアップ支援に加え、適切な債権管理を担うことができる社協職員の育成確保を図ること。

（高齢化、単身化、人口減少、価値観の多様化等の社会経済情勢への対応）

- 高齢化の進展、単身世帯の増加が加速度的に進展し、さらには人生100年時代が現実となり、福祉サービスのニーズは高まる一方である。
- しかしながら、急激に進む人口減少等を背景に、福祉人材の確保が困難な状況にある。
- 一方で、デジタル社会等新たな生活様式に対応した福祉サービスも求められている。また、価値観の多様化に伴い、福祉サービスも多様化してきている。

（状況に応じた福祉サービスの提供と債権管理もできる人材の育成確保）

- こうした中、借受人お一人お一人の状況はそれぞれに異なり、求められる対応も一律ではなく、個々の状況に応じた対応ができる福祉人材が求められている。
また、これまで社協としては経験したことのない膨大かつ多額の債権管理を担える人材が求められている。

第2 現状と課題

1 貸付の状況

令和2年3月25日から申請受付が開始された緊急小口資金等特例貸付（以下「特例貸付」という。）は、世帯に対して最大20万円を貸付する「緊急小口資金」と単身世帯であれば最大45万円、2人以上の世帯であれば最大60万円を貸付する「総合支援資金」の2種類の貸付を行った。

約2年6か月の長期に及んだ貸付期間は、幾度となく受付期間が延長され、最終的には10回の受付期間の延長を経て、令和4年9月末日まで全国の市町村社協を主たる申請受付窓口として実施した。その間には、増加する申請受付に迅速に応じるため、全国の労働金庫や郵便局の窓口も貸付の申請窓口として対応してきた。

本県では、最終的に、約35,000件 約128億円の貸付を行った。

【貸付実績】（令和4年9月30日で貸付終了）

資金種類	貸付件数（件）	貸付金額（円）
緊急小口資金	16,589	3,108,156,000
総合支援資金（初回）	10,593	5,559,023,000
総合支援資金（延長）	2,885	1,522,717,000
総合支援資金（再貸付）	4,878	2,585,225,000
合計	34,945	12,775,121,000

2 借受人の状況

特例貸付の借受人は、男女別では、男性が全体の67.26%、女性が全体の32.74%と男性の割合が高かった。年代別では、令和6年3月末時点で50歳代が23.17%と最も多く、次いで40歳代の23.00%、30歳代の19.59%であった。60歳未満の借受人が75.72%と借受人全体の7割以上を占めていることから、一般的な稼働年齢層がコロナの影響で減収等になり生活に困窮し、特例貸付を利用したことが明らかになった。

【男女別貸付実績】

資金種類	男性（件数）	女性（件数）	男性割合（%）	女性割合（%）
緊急小口資金	11,003	5,586	66.33	33.67
総合支援資金	12,500	5,856	68.10	31.90
合計	23,503	11,442	67.26	32.74

【年代別貸付実績】

借受人の年代	貸付件数（件）	件数割合（%）
10歳代～20歳代	3,481	9.96
30歳代	6,847	19.59
40歳代	8,037	23.00
50歳代	8,096	23.17
60歳代	5,364	15.35
70歳代	2,694	7.71
80歳以上	426	1.22
合計	34,945	100.00

また、特例貸付は、国籍を問わず貸付を行ったことから、本県においても貸付全体の6.54%は、外国籍の借受人であった。外国籍の借受人の男女別では、男性が58.75%、女性が41.25%であった。さらに、外国籍の借受人の年代別では、令和6年3月末時点で20歳代が33.82%と最も多く、次いで30歳代が31.36%であった。外国籍の借受人の場合、20歳代～30歳代の若い世代が65.18%と借受人全体の6割以上を占めており、留学や就労目的で日本へ来て特例貸付を利用したと史料される。

さらに、外国籍の借受人の資金種類別の借入状況では、緊急小口資金の利用が46.06%、総合支援資金の利用が53.94%であった。

【外国籍借受人の男女別 貸付実績】

資金種類	男性（件数）	女性（件数）	男性割合（%）	女性割合（%）
緊急小口資金	631	422	59.92	40.08
総合支援資金	712	521	57.75	42.25
合計	1,343	943	58.75	41.25

【外国籍借受人の年代別 貸付実績】

借受人の年代	貸付件数（件）	件数割合（%）
20歳代	773	33.82
30歳代	717	31.36
40歳代	412	18.02
50歳代	322	14.09
60歳代	62	2.71
合計	2,286	100.00

【外国籍借受人の資金種類別 貸付実績】

資金種類	貸付件数（件）	件数割合（%）
緊急小口資金	1,053	46.06
総合支援資金	1,233	53.94
合計	2,286	100.00

特例貸付を利用した借受人（外国籍含む）の職業は、タクシーやバスの運転手などの運送業、建設業や建築業、ホテルや旅館勤務などの宿泊業、飲食業などの多職種に及び、雇用形態も派遣社員などの非正規雇用の方や日雇い労働者など様々な雇用形態の方の利用があったことが申請書（減収に係る申立書）から伺い知ることができた。

3 償還免除及び償還の状況

特例貸付は、もともと償還免除要件付の貸付として実施された。償還免除の具体的な取り扱いが厚生労働省から示されたのは、令和3年11月下旬になってからであったが、まだ貸付申請を受付している最中に免除の取扱い要件が広く周知されることとなった。償還免除の具体的な要件は、次に記載のとおりである。

【償還免除要件と免除上限額等】

資金種類	免除要件	免除上限金額	返済開始年月
緊急小口資金 ※令和4年3月末までに申請された分	令和3年度又は令和4年度が住民税非課税	20万円	令和5年1月～
緊急小口資金 ※令和4年4月以降に申請された分	令和5年度が住民税非課税	20万円	令和6年1月～
総合支援資金（初回） ※令和4年3月末までに申請された分	令和3年度又は令和4年度が住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）	令和5年1月～
総合支援資金（初回） ※令和4年4月以降に申請された分	令和5年度が住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）	令和6年1月～
総合支援資金（延長）	令和5年度が住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）	令和6年1月～
総合支援資金（再貸付）	令和6年度が住民税非課税	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）	令和7年1月～

上記のとおり、住民税が非課税であれば償還免除の要件に合致するが、これ以外にも貸付を受けた後、生活保護を受給するようになった場合や障がい者手帳を所持している場合、自己破産等債務整理を行った場合なども免除できるとされている。

償還免除の申請手続については、令和4年度から受付を開始した。本会から該当する借受人に償還免除の案内を郵送し、該当する年度の住民税が非課税だった場合に償還免除の申請をしていただくようにした。償還免除の手続に際しては、案内文書を郵送する他に、本会ホームページでも周知を図った。また、日本語がわからない外国籍の借受人のために、英語・韓国語・中国語など6か国の言語での償還免除に関する案内通知も作成した。

令和4年度及び令和5年度の2年間で住民税が非課税の理由により貸付した金額全額が免除となった債権は、免除対象債権（総合支援資金の再貸付除く）の33.56%であった。

さらに、貸付を受けた後、生活保護を受給するようになった場合や障がい者手帳を所持している場合等の理由による償還免除については、令和4年度と令和5年度の2年間で764件、241,248,200円となり、貸付した債権数に対して2.19%となっている。

この他にも、自己破産等の理由により償還免除となった債権は、令和4年度と令和5年度の2年間で487件、179,378,413円となっている。

【住民税非課税による償還免除実績】※全額免除

資金種類	免除件数（件）	免除金額（円）
緊急小口資金	5,375	1,004,217,990
総合支援資金（初回）	3,815	2,029,370,650
総合支援資金（延長）	899	484,250,750
合計	10,089	3,517,839,390

償還免除となった債権がある一方で、住民税が非課税ではなく、返済が求められている債権が多数あるのも事実である。

貸付した債権のうち、令和4年4月以前に貸付した債権については、令和5年1月から返

済が開始された。本会では、借受人の利便性を考慮し、新たにコンビニエンスストアから24時間いつでも支払いが可能になるようコンビニ収納の取り扱いを開始した。

全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）がまとめた返済状況によると、令和6年10月末時点で、令和5年1月返済開始債権では、全国平均の返済率が37.2%であり、本県の場合は、30.8%と全国平均を下回っている状況である。

また、令和6年10月末時点で、令和6年1月返済開始債権では、全国平均の返済率が33.2%に対して、本県の返済率は、29.0%といずれも全国平均を下回っている状況となっている。

その要因としては、物価高騰等の影響や他の債務の返済などもあり、コロナが5類に移行して1年以上経過した現在でも、今なお、生活に困窮している世帯が多いことが思料される。

4 県社協の現状

県社協では、膨大な数となった特例貸付の債権を10年以上の長きにわたって管理していく必要があることや申請書類等が大幅に増えたこと等により、県社協渡利事務所内では書類の保管が難しくなり、令和5年5月に福島市大町に生活支援室を移転した。

また、職員体制についても、借受人や市町村社協からの様々な問い合わせに対応するため、派遣会社に電話対応等を担う職員派遣を依頼するとともに、本会の職員体制も正規職員を増やすなど職員体制の強化に努めた。

令和6年4月には、県社協の組織改編により部課制となり、県社協内の横の連携強化を図るようになった。

県社協内では、県内の町村部を対象とした生活困窮者自立相談支援事業を担う生活自立サポートセンターと月1回の連絡会議を活用し、借受世帯への支援方法や支援の状況等について情報共有に努めている。

さらに、市町村社協や借受人からの電話問い合わせについては、個々の状況を確認しながら、状況に応じた対応に努めており、失業等の理由により返済が難しい借受人に対しては、返済猶予の手続きを案内するなど借受世帯に寄り添った支援を行っている。

5 市町村社協の現状

市町村社協では、特例貸付の申請を受け付けしていた時期は、コロナに罹患するリスクを抱えながらも、申請者と対面で支援を行ってきた。

また、増大する貸付相談に対応するため、対面だけでなく、郵送でも申請を受け付けした市町村社協や、外国籍の方からの相談に応じるため、多言語の案内などを窓口準備し対応した市町村社協もあった。

令和4年9月以降に「借り入れた世帯のフォローアップ支援」に関する通知が厚生労働省から発出されたことを受けて、市町村社協では、返済の猶予を受けた世帯を中心に市町村社協による見守り支援や自立相談支援機関につなぎ、自立相談支援機関の支援を受けるようアドバイスをするなど、借受世帯の状況に応じた支援を行っている。

6 多機関・部門間との連携状況

特例貸付の借受世帯を支援するためには、本会と市町村社協の連携はもちろんのこと、自立相談支援機関や福祉事務所などとの連携も必要である。

失業中や多額の債務を抱えているような世帯に対しては、家計の見直しを提案するなど、

自立相談支援機関の支援を必要としている世帯も多くあると思料される。

また、借受世帯の中には、生活保護の受給や障がい者手帳の取得など福祉事務所の支援を検討した方が多い世帯もある。

借受世帯を中心に考えて、社協だけではなく、関係する機関が連携しながら、借受世帯の支援をしていくことが今後求められている。

7 社協職員の職場の現状

生活に困窮した世帯の状況を細かく聴き取りし、世帯の状況に応じた支援を行うことが、本来の市町村社協の役割であるが、コロナ禍では、迅速な貸付が最優先事項と位置付けられたことから、世帯の状況把握が満足に出来ないまま貸付事務に翻弄された。特に市町村社協では、困窮世帯に寄り添った支援ができないことにジレンマを抱えながら、膨大な量の申請を受け付けしてきた。

8 現在の課題

本県の場合、特例貸付の償還率が全国平均より下回っているが、全国的にも口座振替を貸付の要件としなかった都道府県において償還率が低い傾向になっている。

本会では、借受人宛の償還関係通知を送付する際に口座振替に関する案内文書を同封するなどして周知を図っており、さらに24時間支払い可能なコンビニ収納を導入し、対応しているところである。この特例貸付については、政府・厚生労働省の要請により迅速な貸付決定・送金が優先され、本来、貸付に際して行われる相談対応が行われなかったために、返済の見込みがない借受人が多く発生したこと等を考えると、償還率が低くなることは当然のことである。

については、償還率を上げることも、令和6年12月末に最終的な返済期限を迎える債権もあることから、返済可能な借受人にはしっかりと返済してもらうことと併せて、償還免除や猶予に該当する生活困窮状態にある借受人がどの支援にもつながらないままになっていることを防ぐためにも、本会と市町村社協が連携し借受人（世帯）の状況把握に努め、情報共有を図りながら、借受人（世帯）の支援を行うようにしなければならない。

また、借受人（世帯）の支援方法は自宅訪問や架電など様々であるが、特に債権数が多い社協においては、支援の優先順位も考えながら借受人（世帯）の支援をしていく必要がある。

さらに、今後、貸付した全ての債権の返済期間において、借受世帯のフォローアップ支援の実施が求められていることから、社協以外の支援機関との連携が重要であり、それぞれの地域の実情に応じた借受世帯の支援に努めていくことが大切である。

第3 4つの推進方針

緊急小口資金の特例貸付の借受人（世帯）に対し、社協がこれまで培ってきたソーシャルワーク機能を発揮し、福島県社協及び福島県内の市町村社協、関係機関等が連携・協働しながら、丁寧なフォローアップ支援を推進するため、4つの推進方針を定める。

推進方針 1

県社協及び市町村社協の役割分担を明確にすることにより、相互に連携・協働する体制を構築する。

推進方針 2

社協連携による借受人の状況に応じたフォローアップ支援を実施する。

推進方針 3

多機関との連携・協働によるフォローアップ支援のためのネットワークづくりを推進する。

推進方針 4

フォローアップ支援を通じた社協ソーシャルワーク機能の充実強化を図る。

福島県社協と福島県内市町村社協は、「社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人へのフォローアップ支援推進委員会」を設置し議論を重ね、「社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人へのフォローアップ支援推進方針」を策定し、推進方針に基づき関係者の共通認識を図りながら借受人（世帯）の生活再建を推進するものである。

第4 推進方針に対する方策

推進方針1 県社協及び市町村社協の役割分担を明確にすることにより、相互に連携・協働する体制を構築する。

方策

1 県社協

生活福祉資金特例貸付の債権を適正に管理するとともに、市町村社協と連携し、借受人（世帯）を支援する。

2 市町村社協

償還支援業務及び生活支援業務について一体的な事業実施を推進する。

3 連携・協働

「社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人へのフォローアップ支援推進委員会」を設置するとともに、市町村社会福祉協議会連絡協議会との緊密な連携を図る。

- (1)借受人情報等共有システムの構築。
- (2)借受人に対する生活状況調査の実施による現況把握と分析。
- (3)借受人へのアセスメントの統一運用。

推進方針2 社協連携による借受人の状況（①償還免除を行った借受人②償還免除の案内に未応答の借受人③償還免除に至らないものの償還が困難な借受人 等）に応じたフォローアップ支援を実施する。

方策

1 県社協

(1)特例貸付の債権管理を徹底する。

- ①償還に関する通知（残額のお知らせ・督促状等）の実施
- ②償還免除、償還猶予等の確実な案内
- ③償還相談（指導）の積極的な実施
- ④償還免除、償還猶予等の審査と決定
- ⑤借受人の異動情報（転居・行方不明・死亡等）の管理

(2)市町村社協の償還・生活相談に関して支援する。

- ①市町村社協の償還・生活支援に関する情報提供と働きかけ
- ②市町村社協からの各種相談対応

2 市町村社協

(1)特例貸付の借受人（世帯）に係るプッシュ型の償還支援業務を実施する。

- ①窓口相談及びアウトリーチ（訪問・電話・メール等）による償還相談及び手続支援
 - ・償還猶予・分割償還に係る周知・相談・申請手続に関する支援

- 償還免除に係る周知・相談・申請手続に関する支援
- ②借受人への情報提供
 - 償還猶予中の借受人（世帯）の支援
 - 自立相談支援機関等との連携
 - 償還猶予の延長や償還免除に係る意見書作成
- ③生活相談支援を通じて得た債権管理に係る情報の県社協への提供

(2)借受人（世帯）（償還免除者を含む）に対する生活支援業務を実施する。

- ①窓口相談及びアウトリーチ（訪問・電話・メール等）による生活状況の把握、生活再建に向けた支援
- ②生活支援物資の配布を通じた生活相談支援
- ③償還・生活支援に係る情報の提供（HP、SNS等の活用）
- ④償還・生活相談会の開催



ポイント 借受人に対しては、これまでも個別の相談を受け、必要な場合には自立相談支援機関につなぐなどの対応を行っているが、特例貸付が膨大な数にのぼるなか、貸付を受けたのみで自立相談支援機関等による継続的な相談を利用していないなど、実態が把握できていない借受人もあり、なかには、経済的に非常に困窮しており緊急に支援が必要な人や世帯も含まれている可能性がある。

- ⇒ 問い合わせ対応や手続き書類作成の支援を行う際に、あわせて生活状況を聞き取ったり、アンケート調査を実施するなど借受世帯のニーズ把握に努めることが求められる。
- ⇒ 把握した情報をもとに、電話やメール、訪問等、地域の状況に応じたアウトリーチを可能な限り行い、借受人個々の優先度を適切に判断して適切な支援につなげる必要がある。

【優先度を判断する視点の例】

住まいの状況、収入や就労の状況、特例貸付以外の債務、家族の状況、外国籍の人、ひとり親世帯、高齢者世帯

- ⇒ 特に、償還免除の対象となった人や世帯は、所得の低い状態が継続していることが想定されることから、自立相談支援機関による家計改善支援事業をはじめ、必要な支援に確実につなげる。
- ⇒ 貸付の返済を進めていくなかで、償還が困難な状況が生じた場合には、生活状況等をアセスメントし、県社協と連携し償還猶予や償還免除の対応も含めて必要な支援を行う。
- ⇒ 困ったことがあればいつでも相談を！ということを様々な形で伝え続けるとともに、つながるためのきっかけづくりをしていくことが重要である。

【取組例】

法律相談会、県社協との連携による償還相談会、各種手続きの支援、食料や日用品の提供等

推進方針3 多機関との連携・協働によるフォローアップ支援のためのネットワークづくりを推進する。

方策

1 県社協

(1)行政、自立相談支援機関等との連携・協力を推進する。

- ①自立相談支援機関との緊密な連携と適切な情報共有による借受人（世帯）の生活再建に向けた積極的な支援の展開
- ②福島県との緊密な連携により現況共有と提言
- ③全社協、ブロック道県社協等との情報交換

2 市町村社協

(1)借受人（世帯）の生活課題に応じた支援、関係機関との連携とネットワークづくり。

（自立相談支援機関、福祉事務所・保健所、ハローワーク、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉法人・施設、法テラス等）

(2)生活困窮者の支援を通じた、支えあいの地域づくり。

- ①地域での生活支援・支え合い活動の支援や仕組みづくり
- ②地区社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人等との連携による生活支援事業の実施

※自立相談支援機関への協力依頼

特例貸付の償還が免除または猶予された借受人（世帯）は、生活に困窮している場合も多いことから、自立支援機関による支援の必要性が高いと考えられます。このため、自立相談支援機関においても、生活困窮者の自立に向けた支援を実施する本来の役割として、必要な支援を実施くださるようお願いします。

(1)償還困難な方の相談への対応。

- ①生活保護を受給しているなど償還免除の要件に該当する場合は、県社協や市町村社協へのつなぎをお願いします。
- ②償還が困難な方について、償還猶予する要件の1つに「自立相談支援機関の意見書の提出」があることから、「償還の猶予を行うことが適当である」旨の意見書作成に協力願います。

(2)生活再建に向けた支援。

- ①償還免除となった方・償還猶予中の方に対して、訪問等によるアウトリーチや家計改善支援事業の活用など、生活再建に向けた積極的な支援をお願いします。



ポイント

相談支援にあたっては、社協だけでなく、自立相談支援機関、福祉事務所、ハローワーク、社会福祉法人・福祉施設、NPO、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、民生委員・児童委員、学校、法テラス、法律専門職等と連携して必要な支援を行うことが重要である。また、コロナ禍で顕在化した外国籍の人の相談や住まいに関するニーズに対応するため、多文化共生や外国人支援に取り組む団体、居住支援法人等との連携も重要である。

特に、自立相談支援機関や福祉事務所とは、連携や役割分担について協議・調整するとともに、支援が必要と思われる人や世帯について緊密な情報共有のため、定期的な連絡会等を継続して開催することが必要である。また、社協において自立相談支援機関を受託している場合は、内部連携促進として体制を強化することも必要である。

特例貸付を通じて見えてきた地域生活課題や相談支援体制の課題を行政の担当者と共有し、必要に応じて新たな社会資源を開発するとともに、包括的な支援体制の構築につなげることが重要である。

推進方針4 フォローアップ支援を通じた社協ソーシャルワーク機能の充実強化を図る。 方策

1 県社協

(1) 社協連携によるフォローアップ支援のあり方の検討。

- ① 「社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人へのフォローアップ支援推進委員会」の設置により、市町村社協、学識者などとともに借受人を含む生活困窮者支援の検討。
- ② 積極的なアウトリーチによる市町村社協との関係構築。

(2) 市町村社協の体制強化支援と担当職員の資質向上。

- ① 債権管理事務費を活用し、長期的な視点による体制強化支援。
- ② フォローアップ支援推進研修等の開催による社協職員の資質向上支援。

(3) フォローアップ支援にかかる調査研究事業の実施。

- ① 「令和6年度コロナ特例貸付利用世帯へのくらしに関する調査」の実施による課題の把握と分析。
- ② 市町村社協の取組事例の共有と好事例の紹介。

2 市町村社協

(1) 借受人（世帯）を含む生活困窮者に対する生活支援業務を実施する。

- ① ワンストップ窓口相談及びアウトリーチ（訪問・電話・メール等）による生活状況の把握、生活再建に向けた支援。
- ② 地域における生活困窮課題の実態把握。
- ③ フードバンク・フードドライブ等の展開と生活支援物資の配布を通じた生活相談支援。
- ④ 償還・生活支援に係る情報の提供（HP、SNS等の活用）。
- ⑤ 生活相談会の開催。

(2)社協内職員体制の強化と局内部署間の連携。

- ①債権管理事務費を活用し、長期的な視点をもって職員の確保・育成を踏まえた体制の強化。
- ②部署を超えた局内連携による地域生活課題への社協全体の対応。



ポイント

貸付担当者も含め、社協全体で生活困窮者への相談支援体制を検討する。

丁寧な相談支援を行うため、債権管理事務費を活用し、長期的な視点をもって職員の配置、職員の育成等を踏まえ体制を強化する。

特例貸付を通じて把握した地域生活課題に社協全体で対応していくため、部課を超えた事例検討を行うなど局内連携を促進する。

第5 進行管理

本推進方針期間を令和6年度から令和15年度までの10年間とし、令和10年度（5年経過時点）に検証・評価を行い、新たな5か年の推進方針を示すものとする。

1 進行管理体制

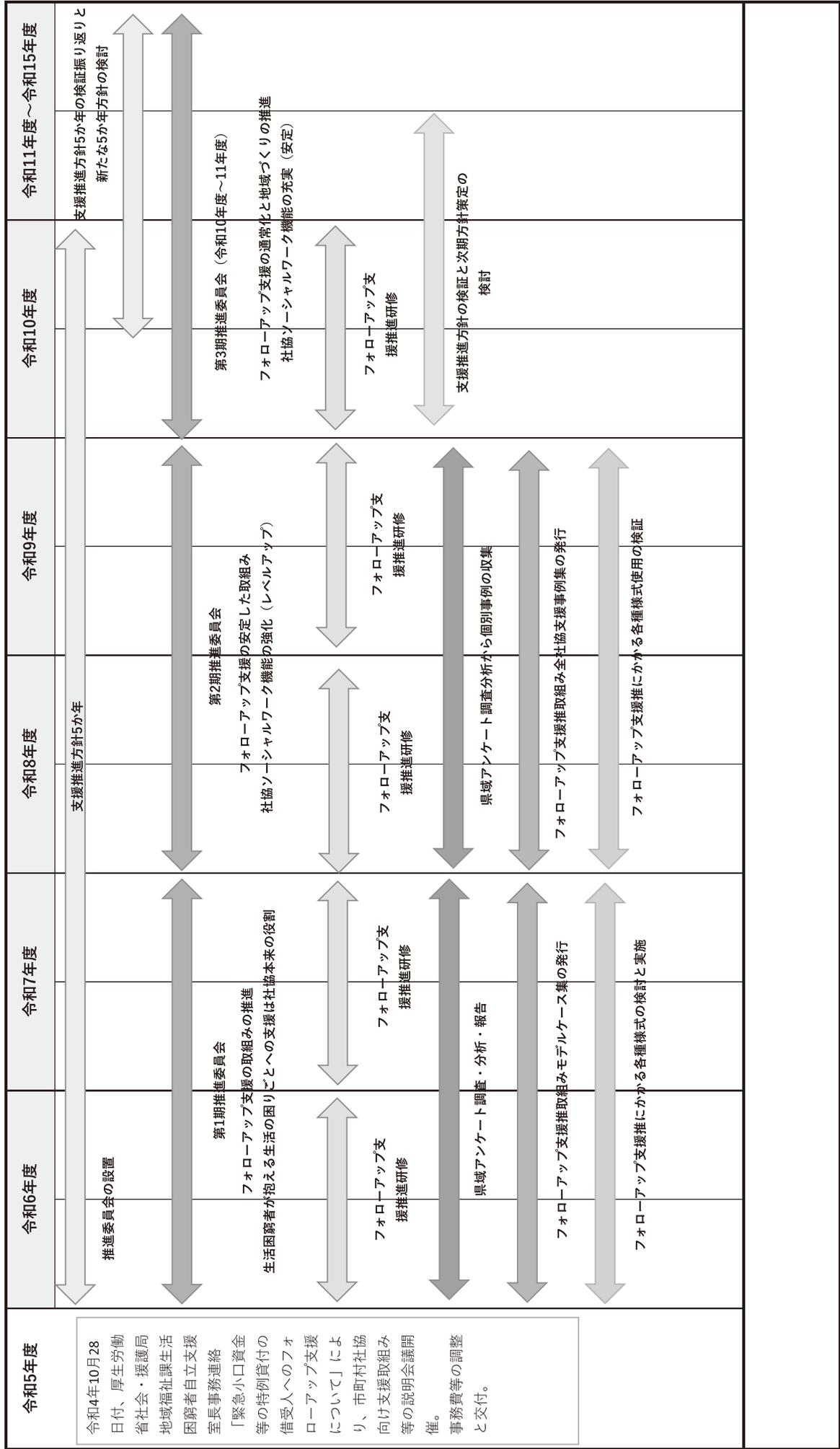
本推進方針に基づき、県社協年度事業計画に明記するとともに、生活福祉資金貸付事務費会計において年度ごとに適正な予算計上により進行管理を行う。

なお、進行管理にかかる庶務は県社協地域福祉部自立支援課生活支援室において処理する。

2 ロードマップ

P15参照

社協連携による緊急小口資金等特別貸付借受人へのフォローアップ支援推進方針ロードマップ 作成：福島県社協自立支援課生活支援室



第6 参考資料

- 1 社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人へのフォローアップ支援推進委員会設置要綱
- 2 社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人へのフォローアップ支援推進委員会名簿
- 3 社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人へのフォローアップ支援推進に関する調査研究実施要項
- 4 コロナ特例貸付を利用された方のくらしに関する調査票
- 5 フォローアップ支援推進にかかる令和6年4月から11月までの取り組み経過

社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人への フォローアップ支援推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 コロナ禍における生活福祉資金緊急小口資金の特例貸付の借受人に対し、社会福祉協議会（以下「社協」という。）がこれまで培ってきたソーシャルワーク機能を発揮し、福島県社協及び福島県内市町村社協、関係機関等が連携・協働しながら、丁寧なフォローアップ支援を推進するとともに、フォローアップ支援及び適切な債権管理を担う社協職員の育成確保を図ることを目的として「社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人へのフォローアップ支援推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 緊急小口資金の特例貸付の借受人に対するフォローアップ支援の推進に関すること。
- (2) 前号のフォローアップ支援及び適切な債権管理を担う社協職員の育成確保に関すること。
- (3) その他、社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人へのフォローアップ支援の推進にあたり必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、福島県社協地域福祉部自立支援課長をもって充て、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長の指名により任命し、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから福島県社協会長が委嘱する。
 - (1) 福島県内市町村社協職員
 - (2) 福島県社協職員
 - (3) 学識経験者
 - (4) その他、福島県社協会長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 委員の交代があったとき、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(作業部会)

第5条 推進委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会委員は委員の中から、委員長が指名する。
- 3 作業部会は推進委員会の所掌する事項を円滑に進めるため、課題の整理、統計項目の精査、諸票の作成、関係データ分析等、必要事項を検討する。

(会議)

第6条 推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議事進行は委員長が行う。

- 2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進委員会の議事で議決を必要とするときは、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し推進委員会への出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。
- 5 推進委員会は原則非公開で開催する。
- 6 推進委員会の概要を記録する。

(事務局)

第7条 推進委員会の庶務は、福島県社協地域福祉部自立支援課生活支援室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月17日から施行する。

社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人へのフォローアップ支援推進委員会名簿

任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日（50音順 敬称略）

	氏名	所属・職名	備考
1	あおき けいた 青木 圭太	南相馬市社会福祉協議会 地域福祉課長	
2	あさはら かよ 麻原 佳代	いわき市社会福祉協議会 生活支援課 課長	副委員長 調査研究部会
3	かの まさひろ 菅野 雅浩	福島県社会福祉協議会地域福祉部自立支援課 生活自立サポートセンター長	
4	さとう くみこ 佐藤 久美子	二本松市社会福祉協議会 総合相談支援課長 兼 生活相談係長	
5	さとう とういちろう 佐藤 騰一郎	福島市社会福祉協議会 総務課課長補佐 兼 地域福祉係長	調査研究部会
6	さとう のりこ 佐藤 典子	須賀川市社会福祉協議会 地域福祉課 係長職	
7	さとう ひでのり 佐藤 英仁	東北福祉大学総合福祉学部教授	調査研究アドバイザー 調査研究部会
8	さとう まさき 佐藤 正紀	福島県社会福祉協議会地域福祉部 自立支援課長	委員長 調査研究部会
9	すがはら ゆきこ 菅原 由貴子	会津若松市社会福祉協議会 地域福祉課 主幹兼係長	調査研究部会
10	たかはし よしのり 高橋 好憲	会津美里町社会福祉協議会 福祉係長	
11	はたけやま かつや 畠山 和也	矢吹町社会福祉協議会 地域福祉係長	
12	はらた ひろゆき 原田 博之	郡山市社会福祉協議会 地域福祉課主任主査兼福祉サービス利用援助係長	
13	ふくだ ちさこ 福田 知佐子	西郷村社会福祉協議会 主幹兼総務管理係長	
14	ふるかわ みちや 古川 三智也	会津坂下町社会福祉協議会 事務局長	
15	もり あきと 森 明人	東北福祉大学総合マネジメント学部准教授 福島県社会福祉協議会地域福祉アドバイザー	フォローアップ支援推進 アドバイザー 調査研究部会
16	よしなり けん 吉成 謙	富岡町社会福祉協議会 事業係 副主査	

事務局 福島県社会福祉協議会

	氏名	所属・職名	備考
1	大山 美奈子	地域福祉部 自立支援課 主幹兼生活支援室長	
2	庄司 直生	地域福祉部 自立支援課 生活支援室主査	
3	佐藤 友里	地域福祉部 自立支援課 生活支援室副主査	
4	笠井 理紗子	地域福祉部 自立支援課 生活支援室主事	
5	遠藤 千咲	地域福祉部 自立支援課 生活支援室主事	

社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人へのフォローアップ支援推進に関する調査研究実施要項

1. 情勢認識

コロナ禍において、特例貸付や生活困窮の相談のため多くの人々が社会福祉協議会（以下、「社協」という。）を訪れたなか、社協職員は、膨大な申請手続きや様々な相談・問合せ、時には苦情の対応に追われ、心身に大きな負担を受けながらも生活に困窮する人々のために支援を行った。

窓口に押し寄せた多くの相談者に丁寧な対応ができないジレンマを感じながらも、社協においては、地域の実情に応じ支援が必要と思われる人や世帯への電話や訪問等による状況確認を行い必要な支援につなげる取り組み等がされてきた。また、この間、フードバンクを活用して困窮するひとり親世帯や学生等に食料を提供するなど、コロナ禍を通じて新たな事業・活動も開発された。

令和2年から実施された特例貸付（34,945件）は、令和5年1月から償還が始まり、借受人とは今後10年以上にわたって関わりが継続する。借受人のなかには、コロナ禍以前から生活が苦しい状態であったり、経済的な困窮以外にも複数の課題を抱えている人も多く、引き続き生活が苦しい状況にある人も少なくない。

現在の社会における物価高騰による生活のしづらさなど生活が変容するなか、コロナ特例貸付の償還が始まり、借受世帯の生活再建を図るフォローアップ支援（以下、「フォローアップ支援」という。）については、償還免除や償還猶予となった世帯、償還が困難で滞納している世帯、未応答の世帯など、個々の状況に応じた支援が求められている。

2. 調査目的

本県において生活福祉資金コロナ特例貸付が借受人の生活課題に対応した状況や、借受人の現在の生活状況など実態を把握し借受世帯の生活再建を図るフォローアップ支援への取り組みや支援のあり方の検討、調査統計分析を目的とする。

3. 調査主体

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）

社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人へのフォローアップ支援推進委員会（以下、「推進委員会」という。）

4. 調査対象

- (1) 福島県の生活福祉資金におけるコロナ特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）の全債権とする。
- (2) 償還完了（返済による完了）、居住地不明、死亡、債務整理等の債権は調査対象から除外とする。

5. 調査方法

- (1) 調査票は「コロナ特例貸付を利用された方の暮らしに関する調査」を用いて日本語（ルビあり）で対応する。
- (2) 自記式調査とし、郵送法（返信用封筒同封）とする。

- (3) 調査は年間計画に基づく借受人への下記案内郵送時に調査票を同封し、県社協が回収する。
- ①令和6年度は、償還開始のお知らせ（総合支援資金再貸付）対象者。
 - ②令和7年度以降は、償還残額のお知らせ及び督促状対象者。
 - ③償還免除、免除及び償還による完了を含む借受人は別途設定する。

6. 調査時期

- (1) 令和6年度は、償還開始のお知らせ（総合支援資金再貸付）の対象者として、11月から実施し年度末までとする。
- (2) 令和7年度以降は、償還残額のお知らせと督促状の対象者（10月案内）として、10月から実施し年度末までとする。
- (3) 償還免除となった借受人へは別途設定する。
- (4) 上記（1）（2）（3）の回収期間は別に定める。

7. 調査協力

東北福祉大学との連携により集計分析を行う。

8. 調査実行

推進委員会及び推進委員会設置要綱第5条による調査研究部会において、本調査の実行にあたる。

9. 事務局

県社協地域福祉部自立支援課生活支援室において処理する。

附 則

本要項は、令和6年9月13日から施行する。

福島県社会福祉協議会です。

教えてください、あなたのこと。

この調査は、コロナ特例貸付を利用された方の生活状況をお伺いするものです。回答いただいた内容は、貸付申請時に同意いただいたとおり、コロナ特例貸付の申込みに関係した市町村社会福祉協議会や自立相談支援機関と情報を共有するとともに、生活や返済に関して役立つ情報の提供やさまざまなご相談等に対応することを目的として実施します。

なお、個人情報保護の観点から、ご記入いただいた個人情報、上記の目的のみに利用します。収集した情報は、特定の個人を識別できない形で統計的に処理し、個人が特定できる形で公表されることはありません。

内容をお読みいただき、貸付を利用されたご本人が、各問への回答をお願いいたします。ご家族等が代筆する場合は、貸付を利用された方の状況について回答願います。

ご記入後は、同封の水色の返信用封筒に入れ、可能な限り早めに郵便ポストに投函いただきますようお願いいたします。切手は必要ありません。

問1
あなたの性別について、
あてはまるもの1つに○を
つけてください。

- 1. 男性
- 2. 女性
- 3. その他

問2
あなたの現在の年齢を
右に記入してください。

_____ 歳

問3
あなたが福島県に住民票を
置いたのは、東日本大震災
(2011年3月11日)の前後
どちらですか。
あてはまるもの1つに○を
つけてください。

- 1. 東日本大震災の前から福島県に住んでいた
- 2. 東日本大震災の後から福島県に住んだ

問4
コロナ特例貸付を通じた
金銭面の援助や相談支援は、
あなたの生活の困りごとの
解決に役立ちましたか。
あてはまるもの1つに○を
つけてください。

- 1. 役に立った
- 2. 少し役に立った
- 3. あまり役に立たなかった
- 4. 役に立たなかった

問5
世帯構成について、
あてはまるもの1つに○を
つけてください。

- 1. 単独世帯
- 2. 夫婦のみの世帯
- 3. 夫婦と子どもから成る世帯
- 4. ひとり親と子どもから成る世帯
- 5. その他の世帯

問6ー1
あなたの健康状態はいかが
ですか。あてはまるもの1つ
に○をつけてください。

- 1. とてもよい
- 2. まあよい
- 3. あまりよくない
- 4. よくない

問6ー2
「3. あまりよくない」
「4. よくない」を選んだ方
へお伺いします。
現在、治療を受けていますか。
あてはまるもの1つに○を
つけてください。

- 1. 治療の必要はない
- 2. 治療が必要だが、受けていない
- 3. 治療を受けている

問7
あなたは、現在、福祉・介護
サービスを利用していますか。
あてはまるもの1つに○を
つけてください。

- 1. 福祉・介護サービスは必要ない
- 2. 福祉・介護サービスが必要だが、利用していない
- 3. 福祉・介護サービスを利用している

問8
あなたは、福祉に関する情報
や制度について、相談できる
窓口を知っていますか。
あてはまるものすべてに○を
つけてください。

- 1. 民生委員
- 2. 行政機関
- 3. 社会福祉協議会
- 4. 自立相談支援機関
- 5. 地域包括支援センター
- 6. その他 ()

問9
あなたが困ったとき、
相談できる人は誰ですか。
あてはまるものすべてに○を
つけてください。

- 1. 家族・親戚
- 2. 友人
- 3. 同僚
- 4. 近隣住民
- 5. 民生委員
- 6. 行政機関
- 7. 社会福祉協議会
- 8. 自立相談支援機関
- 9. 地域包括支援センター
- 10. その他 ()

問10ー1
あなたは、現在、働いて
いますか。あてはまるもの
1つに○をつけてください。

- 1. 働いている
- 2. 働いていない
- 3. 就職活動中

問10-2

「1. 働いている」を選んだ方へお伺いします。雇用形態について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 常勤・正規職員
2. 常勤・非正規職員
3. パート・アルバイト
4. 派遣社員・契約社員
5. 自営業
6. 内職
7. その他 ()

問10-3

「2. 働いていない」を選んだ方へお伺いします。働いていない理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 高齢のため
2. 家族等の介護をしているため
3. 子育て中のため
4. 病気療養中のため
5. 身体的に就労が困難なため
6. 精神的に就労が困難なため
7. その他 ()

問11

あなたの収入について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 就業（仕事）による収入
2. 年金
3. 生活保護の受給
4. 家族等の援助
5. その他 ()

問12

今後の返済について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. とても不安がある
2. 少し不安がある
3. あまり不安はない
4. 不安はない

問13

コロナ特例貸付の利用を申し込まれた当時の困りごととして、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 病気・健康・障害・看護・介護のこと
2. 住居・居住環境のこと
3. 就職・仕事のこと
4. 移動手段(買い物・通院・通勤)のこと
5. 人間関係のこと
6. 家族関係のこと
7. 子育てのこと
8. ひきこもりのこと
9. 虐待・DVのこと
10. 依存症のこと
11. 生活費・収入のこと
12. ローン・借金返済のこと
13. 税金・公共料金の支払いのこと
14. その他 ()
15. 特に困っていることはなかった

問14

現在の困りごととして、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 病気・健康・障害・看護・介護のこと
2. 住居・居住環境のこと
3. 就職・仕事のこと
4. 移動手段(買い物・通院・通勤)のこと
5. 人間関係のこと
6. 家族関係のこと
7. 子育てのこと
8. ひきこもりのこと
9. 虐待・DVのこと
10. 依存症のこと
11. 生活費・収入のこと
12. ローン・借金返済のこと
13. 税金・公共料金の支払いのこと
14. その他 ()
15. 特に困っていることはなかった

問15

現在の困りごとに対して、どのような支援やサポートを望みますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 電話による相談
2. 面談による相談
3. 食料・日用品の提供
4. 家計のやりくり相談
5. 借金整理などの法律相談
6. 医療・介護・障害に関するサービス紹介や相談
7. 居住確保に関するサービス紹介や相談
8. 就労（仕事）に関する相談
9. 子育て・子どもにも関するサービス紹介や支援
10. 居場所活動・子ども食堂・サロンの紹介や相談
11. 役所やその他相談機関への同行
12. 書類作成や手続き等のサポート
13. その他 ()
14. すでに相談している（相談先：)
15. 特にあてはまるものはない

以下の問16～問18については、答えられる範囲でご記入をお願いします。

問16

コロナの影響を受ける前の月収(手取りの収入)について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 0円
2. 1円～5万円未満
3. 5万円～10万円未満
4. 10万円～20万円未満
5. 20万円～30万円未満
6. 30万円～50万円未満
7. 50万円以上

問17

コロナ禍で収入が減少した時の月収(手取りの収入)について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 0円
2. 1円～5万円未満
3. 5万円～10万円未満
4. 10万円～20万円未満
5. 20万円～30万円未満
6. 30万円～50万円未満
7. 50万円以上

問18

現在の月収(手取りの収入)について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 0円
2. 1円～5万円未満
3. 5万円～10万円未満
4. 10万円～20万円未満
5. 20万円～30万円未満
6. 30万円～50万円未満
7. 50万円以上

〈自由記述〉

現在の生活において、不安なことや相談したいことがあればご記入ください。

ご回答ありがとうございました。

フォローアップ支援推進にかかる令和6年4月から11月までの取り組み経過

1. 社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人へのフォローアップ支援推進委員会の設置

(1) 推進委員会の開催

【第1回】

期 日：7月18日（大町分室）

内 容：①社協連携による緊急小口資金等特例貸付の借受人へのフォローアップ支援推進方針の策定について
②コロナ特例貸付利用世帯への暮らしに関するアンケート（仮称）の検討について
③フォローアップ支援推進研修の企画検討について
④各種様式の検討について

【第2回】

期 日：9月13日（大町分室）

内 容：①生活福祉資金社協間情報共有ツールについて
②コロナ特例貸付利用世帯への暮らしに関するアンケート（仮称）について
（第1回調査研究部会実施内容）
③フォローアップ支援推進研修の実施内容について
④フォローアップ支援推進方針について

【第3回】

期 日：11月19日（ふくしま医療機器開発支援センター）

内 容：①フォローアップ支援推進方針について
②コロナ特例貸付利用世帯への暮らしに関する調査について
③フォローアップ支援推進研修の実施内容について

(2) 調査研究部会の開催

【第1回】

期 日：9月13日（大町分室）

内 容：①調査研究部会について
②社協連携による緊急小口資金等特例借受人へのフォローアップ支援推進に関する調査研究実施要項（案）について
③コロナ特例貸付を利用された方の暮らしに関する調査（償還開始のお知らせ）に係る対応フローチャートについて
④コロナ特例貸付を利用された方の暮らしに関するアンケート（仮称）について

【第2回】

期 日：10月17日（オンライン会議）

内 容：①社協連携による緊急小口資金等特例借受人へのフォローアップ支援推進に関する調査研究実施要項について
②コロナ特例貸付を利用された方の暮らしに関する調査（仮称）について

(4) フォローアップ推進研修の実施

期 日：11月20日（ふくしま医療機器開発支援センター）

内 容：①基調説明「フォローアップ支援の取り組みについて」
フォローアップ支援推進委員会 委員長 佐藤正紀

②講義「フォローアップ支援に求められるソーシャルワーク」

東北福祉大学総合マネジメント学部 准教授 森明人 氏

③説明「コロナ特例貸付利用世帯へのくらしに関する調査について」

東北福祉大学総合福祉学部 教授 佐藤英仁 氏

④事例報告

山形県鶴岡市社協 相馬善之 氏

いわき市社協 麻原佳代 氏

⑤意見交換

(3) フォローアップ支援推進にかかる市町村社協との連携協議

市町村社協連絡協議会事務局長会地区連絡会、事務局長会長副会長会議にて、フォローアップ支援推進方針（案）に関する説明と意見交換の実施。

①事務局長会地区連絡会

【第1回】期日：7月1日 県南（白河市）

【第2回】期日：7月2日 会津・南会津（会津若松市）

【第3回】期日：7月4日 県中（郡山市）

【第4回】期日：7月22日 相双・いわき（南相馬市）

【第5回】期日：7月24日 県北（伊達市）

②事務局長会長副会長会議

期日：8月2日 書面審議

(4) フォローアップ支援推進にかかる東北福祉大学との連携協議

フォローアップ支援推進委員会の設置及び推進方策に関する協議の実施。

【第1回】期日：5月27日（東北福祉大学）

【第2回】期日：6月28日（東北福祉大学）

【第3回】期日：9月5日（東北福祉大学）

(5) コロナ特例貸付フォローアップ支援に係る市町村社協等訪問

5月21日 川俣町社協

5月22日 棚倉町社協・玉川村社協・富岡町社協

5月23日 田村市社協・石川町社協・大熊町社協

5月28日 会津美里町社協

5月29日 南会津町社協・郡山市社協・本宮市社協

6月12日 広野町社協

6月14日 南相馬市社協

7月8日 いわき市社協

7月11日 山形県社協

7月12日 鶴岡市社協

8月8日 下郷町社協

8月9日 会津坂下町社協・猪苗代町社協・二本松市社協

社協連携による緊急小口資金等特例貸付借受人への
フォローアップ支援推進方針

〈事務局〉

福島県社会福祉協議会

地域福祉部 自立支援課 生活支援室

〒960-8041 福島県福島市大町5-6 日本生命福島ビル3階

TEL：024-523-1250 FAX：024-526-0266

自立支援課	生活支援室	室長	大 山	美奈子
自立支援課	生活支援室	主査	庄 司	直 生
自立支援課	生活支援室	副主査	佐 藤	友 里
自立支援課	生活支援室	主事	笠 井	理紗子
自立支援課	生活支援室	主事	遠 藤	千 咲

